

国・都道府県等の動向について

国においては、受動喫煙防止対策の強化に向けて「健康増進法の一部を改正する法律」が7月に成立し、2020年4月の全面施行に向け、その前段階として、1月に国や地方公共団体の責務等についての規定が一部施行され、7月には学校や病院、児童福祉施設、行政機関等に対する敷地内禁煙が一部施行された。

また、その動向を踏まえたいくつかの地方公共団体の動向は以下のとおりである。

【国の動向】

- ・ H30.1 厚生労働省は、2020年の東京五輪に向けた受動喫煙防止対策強化のため、改めて「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方を公表。
- ・ H30.3 政府は受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案を閣議決定し、国会に提出した。概要（参考資料3）
- ・ H30.7 改正健康増進法が成立
- ・ H31.1 政令公布（一部施行①：国・地方公共団体の責務、一部施行期日）
- ・ H31.2 政省令等の公布（施行に伴う内容）
- ・ R1.7 改正健康増進法一部施行②：学校、病院、児童福祉施設、行政機関等が敷地内禁煙
- ・ R2.4 改正健康増進法全面施行③：飲食店等多数の施設が原則屋内禁煙

【都道府県の動向】

- 東京都
 - ・ H30.4 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」施行
 - ・ 子どものいる家庭内や車内などの喫煙を禁止
 - ・ H30.6 「東京都受動喫煙防止条例」成立。
 - ・ 幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等は、敷地内禁煙。（屋外喫煙場所設置不可、努力義務）
 - ・ 従業員を雇用する飲食店等については、原則屋内禁煙（喫煙専用室可）ただし、従業員を雇用していない飲食店等においては、屋内全部又は一部の場所で喫煙可能。店頭表示ステッカーの表示義務化。
 - ・ 加熱式たばこは、指定たばこ専用喫煙室（飲食等可能）及び専用喫煙室で喫煙可能。当分の間罰則等適用除外。
 - ・ H31.1 「東京都受動喫煙防止条例」一部施行（都・都民・保護者の責務）
 - ・ R1.7 「東京都受動喫煙防止条例」一部施行（学校、病院、児童福祉施設、行政機関等敷地内禁煙）
 - ・ R1.9 「東京都受動喫煙防止条例」一部施行（飲食店出入口に「喫煙場所があるか禁煙か」の標識掲示義務開始）
- 千葉県
 - ・ H30.9 「千葉県受動喫煙防止条例」成立。
 - ・ 東京都と同様、行政機関の庁舎は敷地内禁煙（努力義務）。
 - ・ 既存の小規模飲食店で、従業員を雇用している場合は、喫煙可能室の設置不可。（罰則あり）
 - ・ バーやナイトクラブなど風俗営業法に該当する施設は、経過措置として当面の間は努力義務。
 - ・ R1.6 受動喫煙防止対策 PR ステッカーを敷地内禁煙、屋内禁煙の施設に配布。
- 静岡県
 - ・ H30.10 「静岡県受動喫煙防止条例」の成立。
 - ・ H31.4 飲食店に禁煙・分煙（喫煙室等が設置されている旨）又は喫煙可を出入口に掲示義務開始。
 - ・ 学校等は、敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置不可、努力義務）

- 埼玉県
 - ・ R1.6 「埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度」として、飲食店、娯楽施設、事業所を対象に、敷地内禁煙、屋内禁煙に自主的に取り組む施設から申請を受け認証ステッカー配布。

- 大阪府
 - ・ H30.12 生活空間や公共的な空間で子どもに受動喫煙をさせないよう努めることを社会全体の責務とした「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」を可決。
 - ・ H31.3 「大阪府受動喫煙防止条例」3月成立。
 - ・ R4.4 から従業員を雇用する施設は原則禁煙の努力義務（喫煙専用室設置可）
 - ・ R7.4 から客席面積 30 m²超え 100 m²以下の飲食店は原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）、客席面積 30 m²以下の飲食店は禁煙・喫煙を選択可。

- 兵庫県
 - ・ H31.3 「受動喫煙の防止等に関する条例」の見直し改正。20歳未満の者、妊婦の喫煙区域への立入禁止。指定たばこ専用喫煙室の設置禁止。
 - ・ R1.7 「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づく指導及び助言等を保健所設置市へ権限移譲。